

京都市嵐山東児童館の指定管理者である社会福祉法人京都社会福祉協会から、京都市児童館及び学童保育所条例第4条第3項の規定に基づき、臨時に休館することについて、下記のとおり申請があったため、これを承認しました。

平成22年7月15日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する施設  
京都市嵐山東児童館

2 臨時に休館する日

平成22年7月15日（木）から平成22年8月21日（土）まで  
（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）